

○津山圏域資源循環施設組合情報公開条例施行規則

平成 2 1 年 1 0 月 9 日

津山圏域資源循環施設組合規則第 1 8 号

(目的)

第 1 条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合情報公開条例（平成 2 1 年津山圏域資源循環施設組合条例第 1 5 号）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 津山圏域資源循環施設組合の情報公開に関する事項については、津山市情報公開条例施行規則（平成 1 1 年津山市規則第 3 0 号。以下「市規則」という。）を準用する。この場合において、市規則中「市長」を「管理者」に読替えるほか、必要な技術的読替えについては、管理者が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。